

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令
 制定：令和 2年 5月13日政令第167号

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令
 令和 2年 5月13日政令第167号

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百六十七号

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第一条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一四、五四九人」を「一四、五五五人」に改め、同表合計の項中「二九九、四五二人」を「二九九、四五八人」に改める。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この政令による改正後の」を削り、同項の表内閣府の項中「一四、五七七人」を「一四、五八三人」に改め、同項の前に次のように加える。

内閣の機関	令和三年一月三十一日 までの間	一、三四三人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
-------	--------------------	--------	-----------------------

附則第二項の表文部科学省の項の次に次のように加える。

厚生労働省	令和三年一月三十一日 までの間	三一、八六二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
-------	--------------------	---------	----------------------

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
